



理解の輪を広げて共生社会へ

『共生社会』とは、さまざまな状況や状態の人々が、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力を発揮することで活力が生まれる社会のことです。今回の特集では、12月3日～9日の障害者週間を前に、障害のあるかたもないかたも、共に地域の中で希望する生活ができる社会について考えます。



障害福祉サービス事業所の作業風景

みんなが暮らしやすいまちへ

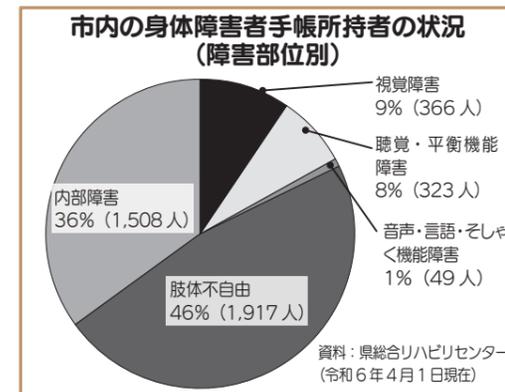
社会の中で自分らしく生活することは、障害の有無に関わらず、誰もが持つ共通の願いです。みんなが支え合って、共に生きやすい社会を実現するためには、一人ひとりが障害について理解を深め、相手に配慮する気持ちを持って接することが必要です。

『障害者基本法』では、『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の障害があり、その障害や社会的な障壁により、継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人』の総称として、『障害者』という言葉が使われています。それぞれの障害には、どのような特性があるのでしょうか。

それぞれ違う障害の特性

『身体障害』は、身体の機能の一部が不自由な障害のことで、障害のある部位は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃ

く機能障害、肢体不自由、内部障害、とさまざまです。障害の種類や程度によつては、外見では障害があることは分からないため、周囲の人から理解を得られにくい現状があります。



『知的障害』は、おおむね18歳までの発達期に現れる、知的機能の障害です。支援の仕方は一人ひとりで違いますが、一度にたくさんのご意見を聞くと、混乱してしまうこともあります。

『精神障害』はさまざまな原因で、精神機能に障害が生じ、日常生活や社会参加が困難になる障害

です。治療で症状をコントロールできることが多いため、大半のかたは地域で安定した生活を送っています。

サポートや配慮の第一歩は「マナー」と「思いやり」から

令和6年4月1日現在、市内では人口の約5パーセントに当たる7003人が、このような障害があることを証明する『障害者手帳』を持っています。ほかに、難病などのために手助けを必要としているかたがいます。障害のあるかたが感じる、不便

さや困難さの壁は、周囲のちょっとしたサポートで解消されることがあります。また、4月1日からは、障害のあるかたから、何かしらの手助けや対応が求められたときは、負担になり過ぎない範囲での対応をする「合理的配慮」が、事業者に対して義務化されました。お互いを認め合いながら共に生きるためにできることを、日ごろから考えてみましょう。

なお、障害のあるかたや周囲のかたで、困りごとがありましたら、気軽に下記の窓口へご相談ください。

お気軽にご相談ください！

相談支援センターいっきゅう

☎577-5524・☎574-6667・仲町11-1・障害福祉課内
障害者や難病患者に関する専門的なことや困りごとの相談窓口です
相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（木曜のみ午後7時15分まで）

相談支援センターYeast（療育相談）

☎577-3540・☎577-3541・山河1054-1ハイム松島1階
発達障害などの障害のある児童に関する相談を受け付けます
相談時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時

地域生活支援センター向陽

☎599-2020・☎520-5528・熊谷市石原519-5
精神疾患のあるかたを対象として困りごと全般の相談ができます
相談時間 月～土曜日 窓口（要予約）＝午前9時～午後5時・電話＝午前9時～午後7時

出張相談（要予約） 毎週木曜日 午後1時30分～4時30分・掃部寮（深谷城址公園内）

障害者就労支援センター

☎573-6561・☎573-0806・本住町12-8・市社会福祉協議会内
障害者本人や、障害者の就労を支える事業主・その他の就労支援機関からの相談を受け付けます
相談時間（要予約） 月～金曜日 午前9時～午後4時

知っていますか？ 障害者手帳

障害者手帳は、交付されるとさまざまなサービスを受けることができ、利用することで生活の幅が広がったり、社会に参加しやすくなったりするというメリットがあります。

障害者手帳で受けられる 主な福祉サービス

医療費助成
重度心身障害者医療費の助成、更生医療・育成医療の給付など

手当・年金
在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当など

障害福祉サービス
居宅介護、ショートステイ、就労支援施設への通所、グループホームへの入居、補装具・日常生活用具の交付など

社会参加の促進
福祉タクシー利用料金助成、自動車等燃料費の補助、有料道路の割引など

税金の免除
TAX 市民税の障害者控除、自動車・軽自動車税の減免など

手帳の種類や等級により、受けられるサービスが異なります。詳しくは右記QRコードからアクセスし『障害福祉の手引き』をご覧ください。



障害のあるかたの「働きたい」を応援する就労支援施設

地域における共生社会の実現のための、重要な取り組みの一つに「就労支援」があります。人が働く理由は、収入のため、自己実現のため、社会に役立つためなど、いくつもあり、それは、障害があってもなくとも変わりません。

障害のあるかたが働くための訓練や準備として、支援を受けながら働ける施設が、就労支援施設です。市内には就労支援施設が数多くあります。施設利用者の皆さんは、それぞれの障害特性に合わせた仕事に取り組んでいます。

そこで、その仕事により作られた製品を「授産製品」と言い、授産製品の売り上げから「工賃」が支払われ、障害のある皆さんの収入となっています。

市では、就労支援施設などが提

供する授産製品やサービスを、市役所の業務で優先的に利用しています。しかし、工賃が埼玉県で目標として掲げる月額2万円（就労支援B型施設の場合）の水準に達していない施設があるという現状もあります。

事業者や市民の皆さんの日常にも、「授産製品」を取り入れてみませんか。

「就労支援施設で働きたい」と考えている障害のあるかたや「授産製品を利用したい」と考えている事業者や個人のかたは、障害福祉課（☎571-1011・FAX574-0007）へご相談ください。

深谷市役所では就労支援施設へこんな仕事を発注しています



つながるきっかけ イベント情報

障害のあるかたが日々の活動で作った、授産製品や文化作品の魅力を感じてみませんか。

ネギーウィル～ネギーが誰かの助けになる～

授産製品を購入して 障害者施設を応援しよう!

期間中にネギーで障害者施設の授産製品を購入すると **20%** ポイント還元!!

授産製品について多くのかたに知ってもらうため、地域通貨ネギーを使って授産製品を購入したかたに、ポイント還元キャンペーンを実施中です。

詳しくは市ホームページ（右記QRコードからアクセス）をご覧ください。



キャンペーン期間 12月26日(木)午後5時まで

対象施設



日頃の活動で作った授産製品を販売! 授産品ふかまるフェア



障害者施設を利用する皆さんが心を込めて作った授産製品を、市役所で販売します。工夫や努力を重ねた特色ある製品ばかりです。

とき 12月16日(月)～20日(金)午前10時～午後2時

ところ 市役所本庁舎1階多目的ホール

第19回 心の輪を広げる 深谷市障害者文化作品展



絵画、書、手工芸品など、障害のあるかたが制作した作品を展示します。土・日曜日午前10時～午後2時には、授産製品の販売も行います。

とき 11月16日(土)～18日(月)午前9時～午後5時(18日は正午まで)

ところ 上柴公民館(キララ上柴)

Interview

障害福祉サービス事業所『第2春日園』の皆さんに聞きました!

施設利用者 三村裕華さん
パンの成型やトッピングを担当
パン生地から中身が出ないように丁寧に作っています。お客さんには「いらっしゃい!」と声を掛けています。

施設利用者 齋田竜真さん
住宅用建材の間柱の製造を担当
重要な仕事を任されていて毎日やりがいがあります。工賃は友達と買い物に行くときなどに使います。

施設利用者 大塚香穂さん
建築用部品の袋詰めと検品を担当
休憩時間に仲間と話す時間は楽しみの一つですね。工賃を使って家族にごちそうをすることもあります。

「楽しみ」があっても、「仕事」や「がい」が生まれます。就労支援は、工賃を得ることだけでなく、それを使って日々の充実が図られてこそ意味があると思います。第2春日園では、身体障害・知的障害・精神障害のあるかたが働いており、皆さん真剣に作業に取り組んでいます。

長年のパートナーである授産製品の取引企業では、施設で障害の特性に合わせて使っている手作りの道具を、業務の効率化になると、取り入れていることもあります。共生社会が進むと、そんな相乗効果がたくさん生まれるのではないのでしょうか。このような信頼関係も、まずはお互いを知るところから始まるものです。日ごろのあいさつやイベントでの交流を通じて、障害のあるかたへの配慮や、就労支援について、多くのかたに知っていただきたいと思っています。



社会福祉法人埼玉のぞみの園 第2春日園施設長 萩原正憲さん

「春日園 秋フェスティバル」にぜひお越しください!

とき 11月16日(土) 午前11時～午後2時 ところ 春日園駐車場(本田3126) 内容 飲食・物販ブース、ステージイベント など